第25回 成年後見制度利用促進専門家会議	
令和８年11月９日	資料１

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

（１）地域連携ネットワークづくりの推進と機能強化

目次

Ⅰ　成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
という観点から、論点を整理

（１）成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施

（２）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

（３）制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
という観点から、論点を整理

（１）地域連携ネットワークづくりとその強化

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

（３）意思決定支援の浸透

（４）担い手の確保・育成等の推進

（５）体制整備の推進体制

Ⅲ　成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

（１）民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報

（２）関係者の理解促進のための取組

1. 社会福祉法の改正を踏まえた市町村の役割①

現状と課題

○全国どの地域においても、本人の意思が尊重され、必要な権利擁護支援を受けながら地域生活を継続できるよう、市町村が主体的に地域の権利擁護支援体制の整備に取り組むことが重要である。

○第二期計画においては、市町村が中核機関及び協議会の整備等を通じて地域連携ネットワークづくりを進めることとされている。市町村は、高齢者、障害者、生活困窮者その他支援を必要とする住民に対する各種相談支援や福祉サービスの実施主体として、地域の関係機関との連携の下、包括的な支援体制の整備を進めており、これと併せて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりも進めてきた。他方、市町村の人口規模等により、地域連携ネットワークづくりの取組状況には差がみられる。

○こうした中、全国の市町村の地域連携ネットワークづくりを促進するため、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号。以下「社会福祉法等改正法」という。）により、地域連携ネットワークの機能として整理されてきた相談支援、関係機関との連絡調整、協議会の運営等について、市町村が実施すべき事務として社会福祉法第106条の15第1項に位置付けられた。また、市町村は、これらの事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センター（以下、単に「センター」という。）を設置することができることとされた。

○市町村は、このような状況を踏まえ、主体的に地域の権利擁護支援体制の整備を進め、本人のニーズに応じた支援が適切に行われる体制を確保することが重要である。

1. 社会福祉法の改正を踏まえた市町村の役割②

対応案（施策）

① 市町村は、社会福祉法等改正法により地域の権利擁護支援体制の整備が求められていることを踏まえ、一次相談窓口、専門職団体その他の地域における関係機関等との連携体制を構築し、支援ニーズの精査、支援方針の検討、必要な支援の実施に向けた調整、必要に応じた支援方針の見直しといった一連の支援プロセスが適切に実施される体制の整備を進めることが重要ではないか。

② 都道府県は、単独での対応が困難な市町村に対し、近隣市町村との広域的な連携に向けた調整等の支援を行うことが考えられるのではないか。

③ 厚生労働省は、社会福祉法等改正法を踏まえ、市町村が地域の権利擁護支援体制の整備に主体的に取り組むための役割及び実施すべき事項を整理し、マニュアルや研修等により周知するとともに、市町村が適切に事務を実施できるよう、都道府県とも連携しながら体制整備等のための必要な支援を行うこととしてはどうか。

（参考）中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の運営マニュアルの策定に向けた調査研究

地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第１回）の資料を再掲

令和8年度 社会福祉推進事業（事業実施団体：公益社団法人 日本社会福祉士会）

（１）目的

- 中核機関が地域権利擁護相談支援センターとして法定化されることで、その役割が明確化され、その業務に関し、守秘義務等も課せられることが予定されていることを踏まえ、既存の中核機関の運営マニュアルの見直しを行う（地域権利擁護相談支援センター運営マニュアル）。
- 制度改正を機に、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運営できるようにするためのマニュアルとする。また、厚生労働省が実施する市町村・中核機関職員向け研修の教材等としても活用する。

（２）事業内容

- マニュアルの見直しに当たっては、学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」と「作業部会」を設置し、地域権利擁護相談支援センターのコーディネート業務や会議の運営のあり方や守秘義務規定等を踏まえた留意点等を整理する。
- なお、第１期計画の内容からの所要の見直しのほか、今般の地域権利擁護相談支援センターの法定化が施行される令和９年４月に向けて整理すべき事項と、家庭裁判所からの意見照会対応等の仕組みなどの民法等改正による成年後見制度の見直しの施行後に整理すべき事項を切り分けながら整理する。

（３）検討委員会

- 学識経験者
- 自治体（都道府県・市・町村）
- 中核機関
- 都道府県社会福祉協議会
- 専門職団体
- 当事者団体

（４）作業部会

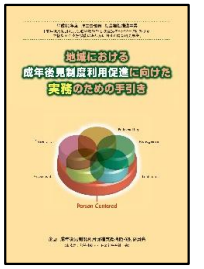
- 学識経験者
- 自治体（町村）
- 中核機関
- 都道府県社会福祉協議会
- 一次相談窓口（地域包括支援センター）
- 権利擁護の実務経験者

（５）改定する既存マニュアル



平成29年度策定

厚生労働省　平成２９年度老人保健健康増進等事業
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進体制整備委員会
（事務局：公益社団法人　日本社会福祉士会）



平成30年度策定

厚生労働省　平成３０年度社会福祉推進事業
成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
（事務局：公益社団法人　日本社会福祉士会）

2. 地域連携ネットワークの役割①

現状と課題

○地域連携ネットワークは、本人のニーズに応じて多様な権利擁護支援策を検討し、関係者が役割を分担して支援を行うとともに、本人の状況変化に応じて支援内容を見直すことができるようにするためのしくみであり、大きく分けて、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と地域の体制づくりに関する機能の2つがある。

○まず、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能について、第二期計画においては、地域連携ネットワークの支援機能を「権利擁護の相談支援」「権利擁護支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立支援」の3つに整理していた。これは、成年後見制度の利用前、申立ての準備から後見人等の選任まで、選任後という場面に対応させたものであり、センターが果たすべき役割の理解促進に貢献してきたと考えられる。一方、地域連携ネットワークについて、成年後見制度の利用支援のみを念頭においたしくみではなく、本人を中心とした権利擁護支援のしくみとして位置付けるとともに、その機能の在り方について、成年後見制度の見直しを踏まえた再整理が必要とも考えられる。

○次に、地域の体制づくりに関する機能は、地域における権利擁護支援策の充実を図るとともに、成年後見制度に限らず適切な支援につなげることができるよう、権利擁護支援に携わる多様な主体との連携体制を整備するものである。成年後見制度の見直しにより、補助の制度以外の支援を必要とする場面が多様化すると考えられることや、後見人等が実質的に担っていた支援等を含めて地域の中で支援を継続する必要があることを踏まえると、地域連携ネットワークが発揮する機能の重要性が、今後ますます高まると考えられる。

2. 地域連携ネットワークの役割②

対応案（施策）

① 市町村が主体となって構築する地域連携ネットワークの機能について、成年後見制度の利用支援のみを念頭においたしくみとしてではなく、権利擁護支援全体を支えるしくみとして位置付けた上で、権利擁護支援チームを支えるための機能については、

・支援ニーズの精査、支援方針の検討

・支援の実施に向けた調整

・必要に応じた支援方針の見直し（支援プロセスの循環）

といった支援プロセス（民法等改正法の施行後における運用とも整合的であると考えられる）が権利擁護支援チームを中心として一体的かつ継続的に行われるための機能として整理することとしてはどうか。

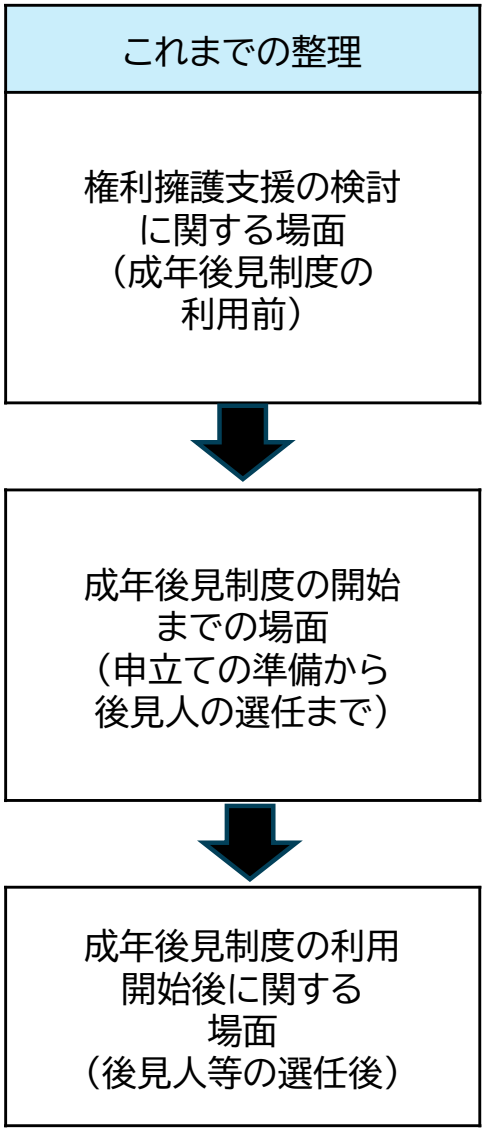
② 市町村は、このような機能を適切に発揮できるよう、センターの機能強化や協議会等を活用した関係機関間の連携強化、多様な主体の参画等を通じて、地域連携ネットワークづくりを進めることが重要ではないか。

③ 都道府県は、中山間地域の小規模市町村等の人材が不足している市町村においても必要な機能を発揮する地域連携ネットワークが構築できるよう、専門職団体と連携しながら、専門職の地域連携ネットワークへの参画に向けて広域的な調整を行う等の支援を行うことが考えられるのではないか。

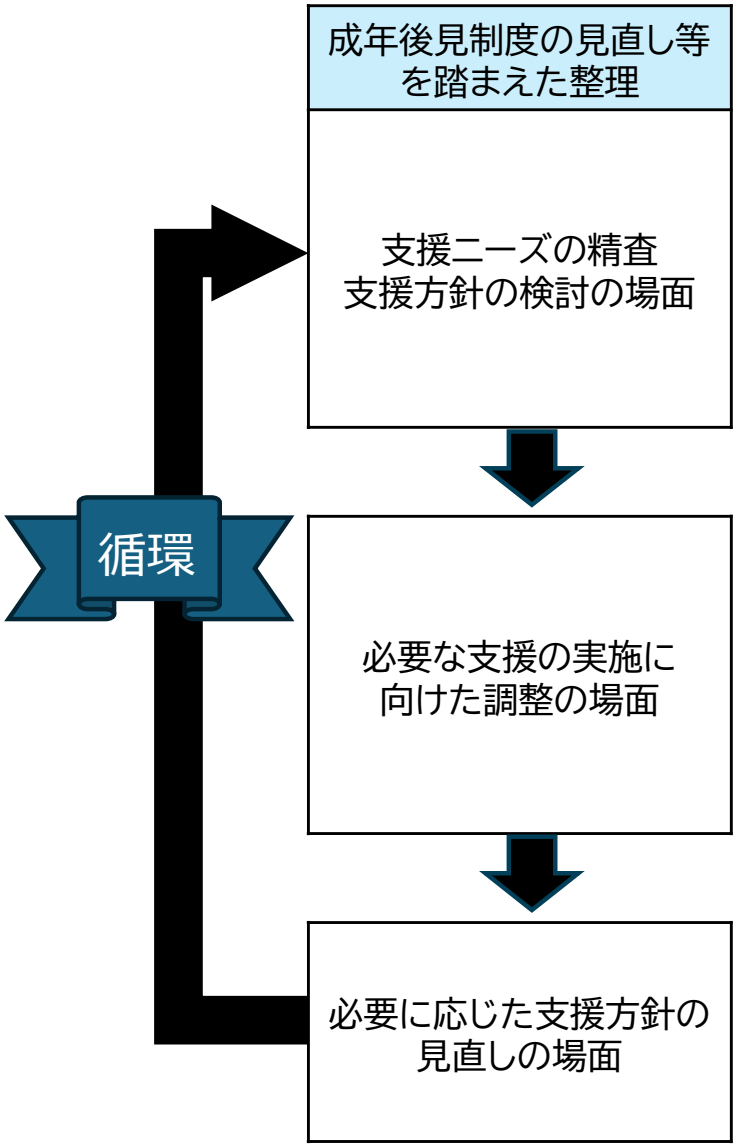
④ 厚生労働省は、地域連携ネットワークの機能等について、マニュアルや研修等により周知するとともに、市町村が適切に地域連携ネットワークづくりを進めることができるよう、都道府県とも連携しながら連携体制の整備等のための必要な支援を行うこととしてはどうか。

⑤ 地域連携ネットワークが持続可能な形で多様な主体による参画や連携・協力を得るためには、協議会の運営方法等が重要であることを踏まえ、厚生労働省は、マニュアル作成や研修等を通じて、協議会を実質的に機能させるための地域における取組を支援することとしてはどうか。

（参考）WGの議論を踏まえた支援プロセスと地域連携ネットワークの3機能の比較



第二期計画における３機能の場面
（成年後見制度の利用を想定）



WGの議論を踏まえた支援プロセス
（権利擁護支援全体を想定）

3. 地域連携ネットワークにおける地域権利擁護相談支援センターの位置付け

現状と課題

○地域において福祉・行政・司法等の多様な関係者を結び付け、本人を中心とした権利擁護支援を継続的に提供するため、地域連携ネットワークの中で中核的な役割を担う中核機関の整備が重要であり、第二期計画においても、中核機関の設置促進等を通じて、地域連携ネットワークの機能強化を図ってきた。他方、中核機関の設置率は令和7年4月1日時点で約8割であり、中核機関としての機能の発揮状況にも地域ごとに差が見られる状況にある。

○このような中、社会福祉法等改正法により、地域の権利擁護支援の中核的な役割を担う機関としてセンターが社会福祉法に位置付けられた。センターにおいては、従来の中核機関と同様に、協議会の設置・運営等を通じて地域連携ネットワークの中で関係機関等が連携して対応できる関係性を構築することが求められる。また、センターが権利擁護支援に関する全ての事務を担うわけではないことに留意しながら、一次相談窓口等との適切な役割分担を行い、それぞれの機関がそれぞれの役割を適切に果たすことが重要となる。

対応案（施策）

① センターは、地域連携ネットワークの中で、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の一次相談窓口その他の関係機関との適切な役割分担の下、本人の状況に応じた支援が切れ目なく提供されるよう連携体制を整備することが重要ではないか。特に、一次相談窓口が把握した権利擁護支援に関するニーズを踏まえ、困難事案への専門的助言や支援調整を行うことができる体制づくりが重要ではないか。

② センターは、本人のニーズに応じた支援を行うために、個別の支援調整を通じて把握した課題を市町村や関係機関と共有し、成年後見制度以外の支援も含めた地域資源の確保につなげていくことが重要ではないか。

③ センター未設置の市町村は、社会福祉法第106条の15第1項に基づく地域の体制整備の一環として、センターの設置を検討することが求められるのではないか。

4. 地域権利擁護相談支援センターの設置促進

現状と課題

○全国どの地域においても、本人の意思が尊重され、必要な権利擁護支援を受けながら地域生活を継続できるよう、支援体制を整備するため、権利擁護支援の中核的な役割を果たすセンターが、全ての市町村において設置されることが望まれる。しかし、令和7年4月1日時点で、全国の市町村における中核機関（令和9年4月1日以降はセンターとなる想定）の設置率は約8割であり、未設置となっている市町村に対し、センターの設置を促進するための支援を行う必要がある。

○中核機関未設置の市町村の多くは小規模市町村であり、人材の確保や庁内調整等に課題を抱えている。まずは、これらの市町村が主体的に設置に向けた検討を行うことが重要であるが、第一期計画及び第二期計画において中核機関の設置が促進されてきたにもかかわらず設置に至らなかった経緯を踏まえると、これらの市町村独自の取組に委ねるだけでは、第三期計画の期間中においても設置できないことも想定されるため、センターの広域設置に向けた調整や助言等、都道府県がセンター未設置の市町村の解消に向けて主体的な役割を果たすことが重要である。

対応案（施策）

① 市町村は、社会福祉法等改正法の趣旨を踏まえ、国の支援も活用しながら、地域の実情に応じてセンターの設置に取り組むことが重要ではないか。その際、直営・委託・広域設置等を含め、地域の実情に応じた実施方法を検討することが考えられるのではないか。

② 都道府県は、未設置市町村ごとの課題把握や相談対応に加えて、家庭裁判所の管轄区域や専門職団体の活動圏域等も踏まえつつ、市町村の広域連携やセンターの広域設置に向けた市町村間の調整を行うなど、地域の実情を踏まえたセンターの設置手法の提案等を行うことが考えられるのではないか。

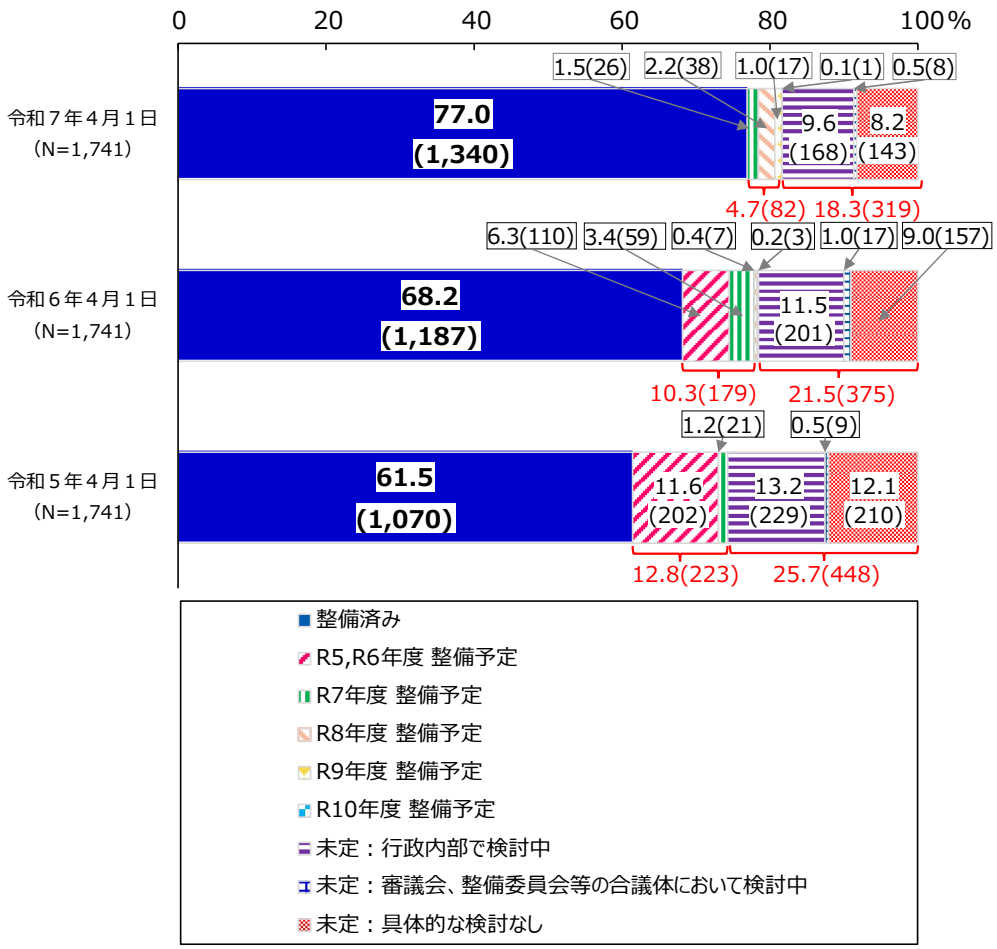
③ 厚生労働省は、マニュアルの作成やアドバイザーの設置など、市町村支援を行う都道府県を支援するとともに、広域設置等に係る好事例等の収集・共有等を行うことで、センターの設置を行う市町村を支援することとしてはどうか。

（参考）中核機関の整備状況

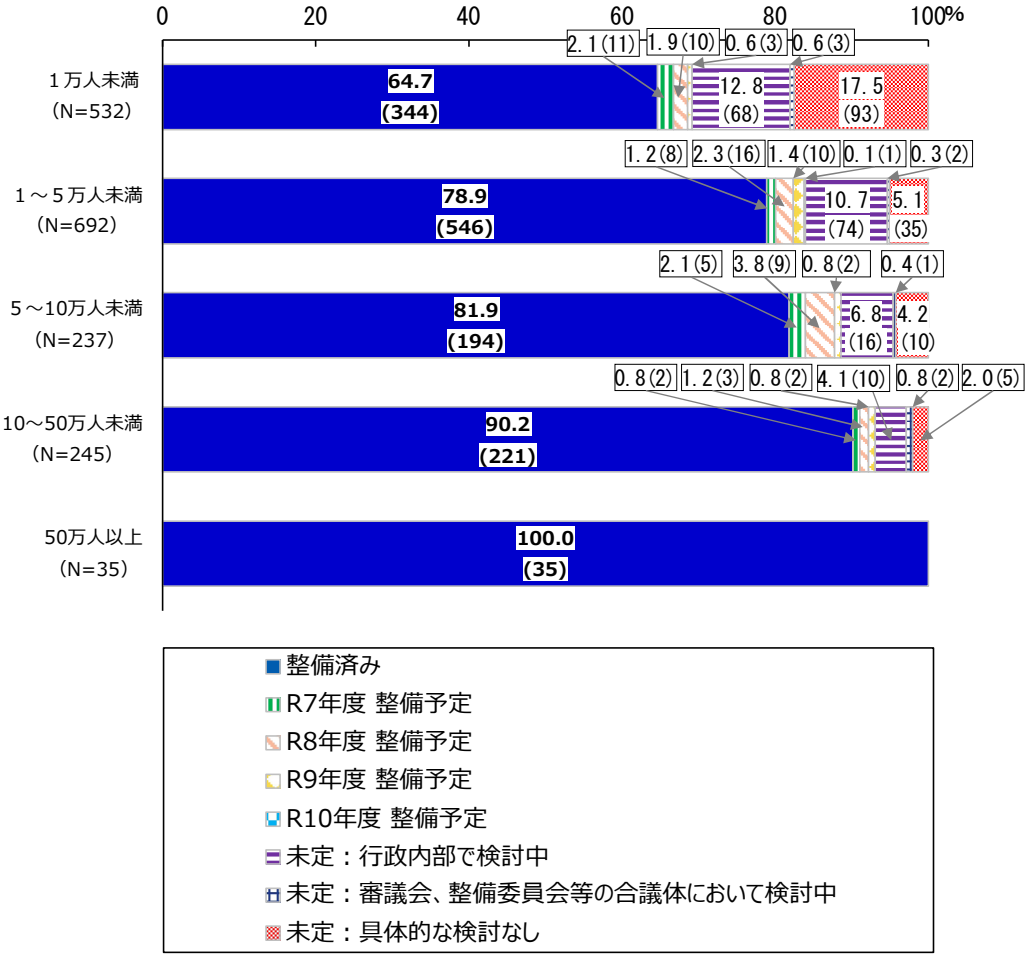
地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第１回）の資料を再掲

調査対象：全1,741市町村　調査時点：令和7年４月1日

（１）中核機関の整備状況：整備（予定）時期【全体】



（２）中核機関等の整備状況：整備（予定）時期【市町村規模別】



出典：令和７年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

5. 地域権利擁護相談支援センターの機能発揮

現状と課題

○全国どの地域においても、本人の意思が尊重され、必要な権利擁護支援を受けながら地域生活を継続できるよう、センターは、その機能を適切に発揮することが求められる。しかし、特に小規模市町村においては、求められる全ての機能を発揮するための体制が整っていないなど、取組状況には差がみられる。社会福祉法等改正法により、市町村が権利擁護支援に関する相談対応や関係機関との連携体制整備等に取り組むことが位置付けられたことも踏まえ、今後は、令和7年度の調査研究事業の成果を基に作成した「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能強化に向けた取組ポイント集」を活用して自らの取組状況の点検・改善等も行いながら、全てのセンターにおいて求められる全ての機能を発揮することができるよう取り組んでいくことが望まれる。

対応案（施策）

①市町村は、センターの運営方針を明確化するとともに、国の支援を活用しながら、地域の実情に応じてセンターの機能発揮に取り組むことが重要ではないか。

②厚生労働省は、都道府県とも連携しながら、以下の取組等による市町村への支援を通じて、センターの機能発揮を促進することとしてはどうか。

- センターの運営マニュアルの作成
- 担当職員の能力向上のための研修実施
- 機能発揮に関する好事例の収集・共有
- アドバイザーの派遣
- K-ねっとを通じた個別課題への具体的助言

③　厚生労働省は、セルフチェックの考え方（自らの取組状況や機能発揮の状況を確認し、改善につなげることができるようにするもの）や参考となる指標等について整理して示すことなどにより、市町村及びセンターの継続的な機能向上を支援することとしてはどうか。

（参考）中核機関による地域連携ネットワークにおけるコーディネートの取組
3つの場面における中核機関の取組状況

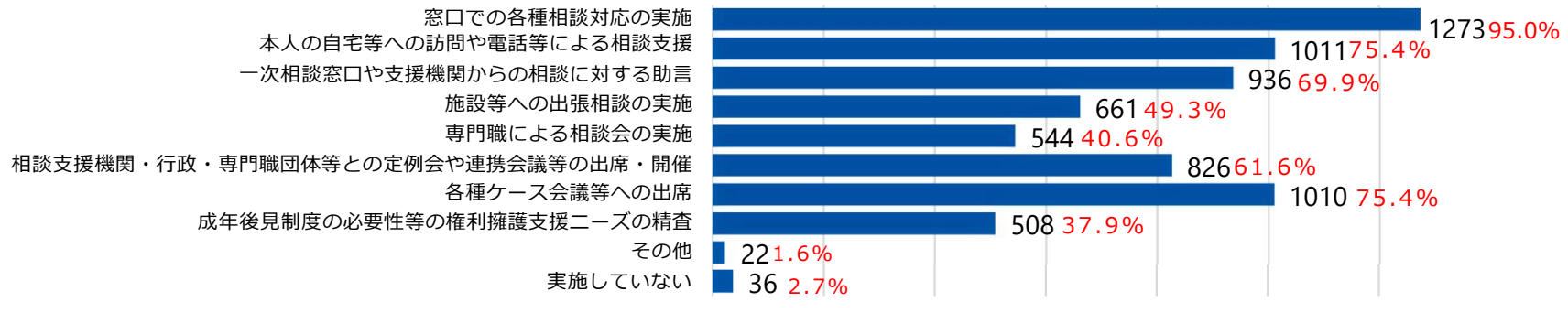
地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第１回）の資料を再掲

中核機関の整備状況　整備済（R7.4時点）：**1,340市町村**（77.0%）＝ N

調査対象：全1,741市町村　調査時点：令和7年４月1日

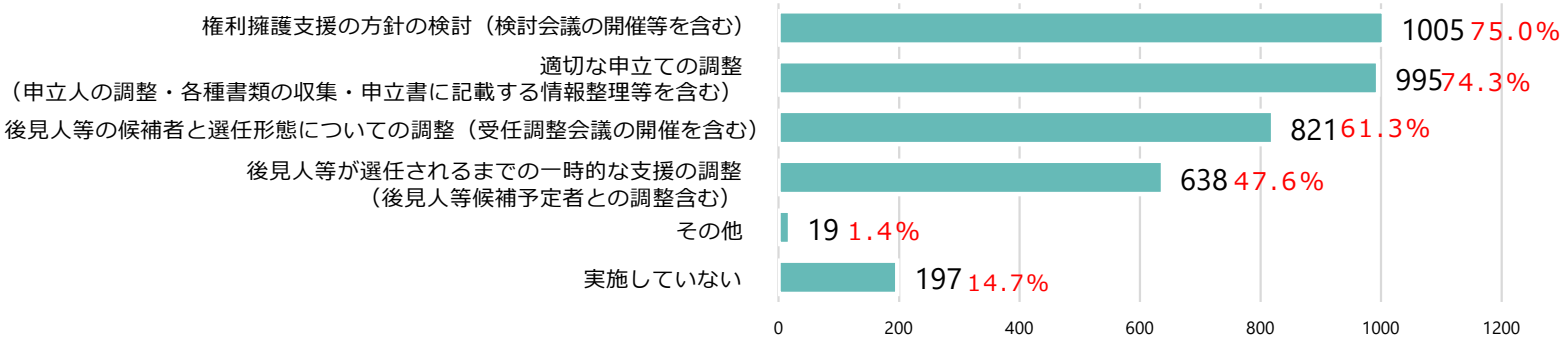
成年後見制度の利用前

権利擁護の相談支援



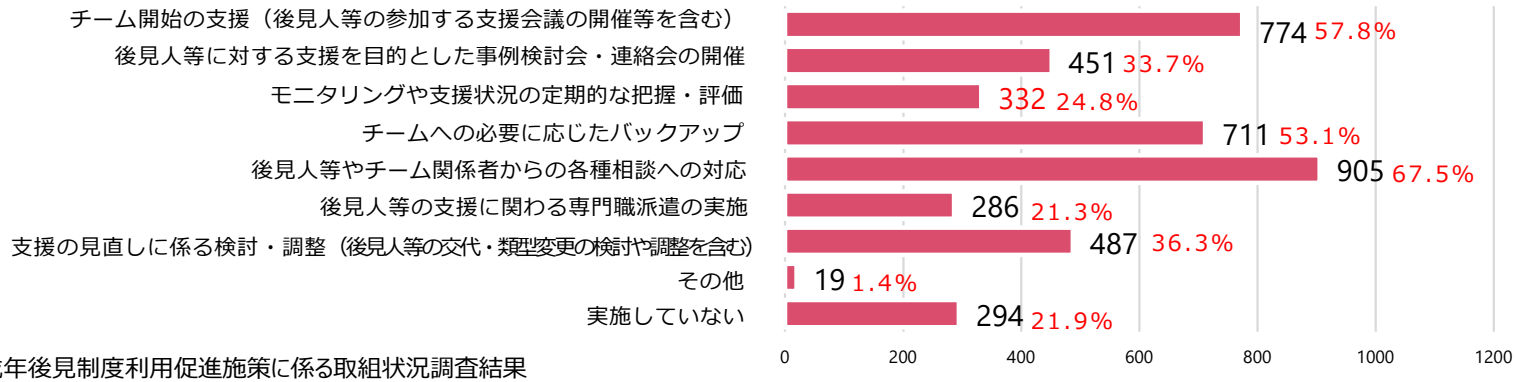
申立の準備から後見人等の選任まで

権利擁護支援チームの形成支援



後見人等の選任後

権利擁護支援チームの自立支援



N＝1,340

出典：令和７年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

6. 苦情対応

現状と課題

○本人が受けている支援について意見や不満を伝えることができ、その内容に応じた対応が行われることは、本人の権利利益を守り、支援の質を確保する上で重要である。本人や家族等からの苦情には、支援内容や説明に関するもの、後見人等との関係に関するもの、不適正・不適切な後見事務に関するものなどがあり、それぞれの内容に応じて、関係機関が役割を分担して対応する必要がある。第二期計画では、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等については家庭裁判所が後見監督の観点から対応し、専門職団体は所属する専門職後見人等に関する苦情等への対応を行うとともに、市町村・中核機関は身上保護に関する支援への苦情等について関係者と連携して対応するなど、関係機関が役割分担して対応することが想定されている。

○各地域においては、第二期計画期間における取組状況その他の地域の実情を踏まえ、市町村、センター、専門職団体、家庭裁判所等との役割分担と連携方法を具体化することが求められる。

○また、成年後見制度の見直しにより、本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能となったことから、苦情対応の在り方は、このような状況も踏まえて検討する必要がある。

対応案（施策）

① 市町村及びセンターは、専門職団体や家庭裁判所との役割分担や具体的な連携方法など、地域の実情に応じた苦情対応の在り方を整理して関係機関に共有することが重要ではないか。

② 厚生労働省は、苦情対応に関する市町村の取組を支援するため、成年後見制度の見直しを踏まえ、補助人の解任につながり得るものかどうかなどの観点から苦情の内容を類型化した上で、その類型ごとに、苦情の申立先や、申し立てられた機関における適切な機関へのつなぎを含めた必要な対応について整理し、各地域における苦情対応の役割分担の整理に当たり参照することができるよう示すこととしてはどうか。

7. 関係機関との連携

現状と課題

○地域連携ネットワークづくりに当たっては、本人のニーズに応じた支援を行うことができるよう、地域資源の充実や多様な主体へのつなぎが求められるという観点から、地域の実情に応じて、多様な主体との連携を図っていくことが重要である。また、成年後見制度の見直しを踏まえると、その重要性は今後一層高まることが想定される。

対応案（施策）

① 市町村及びセンターは、本人のニーズに応じて適切な支援策へのつなぎを行うことができるよう、家庭裁判所、金融機関、消費生活センター、医療機関・施設等の多様な主体との連携を図り、地域連携ネットワークづくりを推進することが重要ではないか。

② 厚生労働省は、最高裁判所の協力も得ながら、市町村及びセンターと家庭裁判所との相互理解の促進のための取組や、市町村及びセンターによる利用者に対する申立支援等を家庭裁判所における各種審判手続の標準的な事務等を踏まえたものとすること等により、本人の円滑な制度利用や双方の事務の円滑化・負担軽減につなげるための双方向の情報共有の在り方について整理した上で、その具体的な方策についてマニュアル等で示すこととしてはどうか。

③ 市町村及びセンターは、判断能力が不十分な方を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、各地域における協議会等を通じて金融機関や消費生活センターと連携し、地域における見守り体制を整備することが考えられるのではないか。特に、成年後見制度の見直しを踏まえると、消費者被害の防止については、補助の制度のみで対応するのではなく、地方消費者行政、地域福祉その他の見守り活動等との連携による権利擁護支援体制の構築が重要となるのではないか。

④ 市町村及びセンターは、厚生労働省の通知等において身元保証人等がいないことのみを理由に入院・入所を拒否することは適切でないとされていることも踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援において、緊急連絡先の登録や連帯保証人の確保等ができないことのみを理由として必要な医療・介護その他のサービスの利用が困難となることのないよう、地域連携ネットワークの中で医療機関や施設との連携・認識共有を進め、身寄りの有無等にかかわらず必要な医療・介護その他のサービスにつながることができる地域の支援体制を構築することが重要ではないか。また、厚生労働省は、市町村及びセンターが地域連携ネットワークの中で医療機関や施設との連携を推進し、その過程で医療機関や施設における権利擁護支援に関する理解が促進されるよう、好事例の収集・共有を行うとともに、協議会の設置・運営等の具体的な連携の方法について、マニュアル等で示すこととしてはどうか。